

生駒市規則第 8 号

液化石油ガス販売事業に関する許可及び販売施設の変更の許可の申請に要する消防長の意見書の交付申請手続に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

液化石油ガス販売事業に関する許可及び販売施設の変更の許可の申請に要する消防長の意見書の交付申請手続に関する規則を廃止する規則

液化石油ガス販売事業に関する許可及び販売施設の変更の許可の申請に要する消防長の意見書の交付申請手続に関する規則（昭和 4 3 年 7 月生駒市規則第 1 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。